

新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の対応状況

- 2月22日 第1回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部設置
(石川県で初感染者確認及び千葉県在住の感染者が富山県内を旅行していたことを受けて任意設置)
<内容>
・ 感染症対策の市民への周知及び来庁者への予防対策の協力要請
・ イベントや研修会時の予防対策の徹底
・ 窓口対応職員へのマスク着用 (3/6 まで)
・ 県外出張する際の予防対策の徹底
- 2月27日 第2回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
<内容>
・ 市主催のイベント等の中止又は延期期間の設定 (3/15 まで)
- 2月28日 首相の要請を受け、市内小中学校の臨時休業を決定(3/3~)
公共施設等 (児童・高齢者等を対象とした 11 施設) の臨時休館 (3/3~)
- 3月 5日 第3回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
<内容>
・ 公共施設の児童生徒使用の自粛 (3/15 まで)
・ 窓口対応職員へのマスク着用延長 (3/15 まで)
- 3月12日 第4回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
<内容>
・ 公共施設等の臨時休館及び児童生徒使用の自粛期間の延長 (3/24 まで)
・ 市主催のイベント等の中止又は延期期間の延長 (3/31 まで)
・ 窓口対応職員へのマスク着用延長 (3/24 まで)
- 3月23日 第5回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
<内容>
・ 感染症予防対策を徹底した上で公共施設を開館 (3/25~)
・ 窓口対応職員へのマスク着用の当面継続
- 3月30日 **富山市の20代女性の感染確認 (県内初確認)**
- 3月31日 第6回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
<内容>
・ 市主催のイベント等の中止又は延期期間の延長 (5/6 まで)

- 4月 1日 第7回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 <内容>
 ・当面の間、公共施設の臨時休館等を実施
 [・臨時休館：児童館、いきいき長寿館、遊ぼ～館（計9施設）
 ・施設内機能一部利用停止：体育施設内のトレーニング室等
 ・コミュニティセンター等で実施するサークル・活動等の自粛要請
 ・飲食を伴うイベント、会合の自粛要請
- 4月 3日 第8回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 <内容>
 ・市民に対する市長のメッセージ発信
 [・大人数や飲食を伴うイベント・会合等の自粛要請
 ・公共施設の利用に係る感染予防対策の徹底
 ・祭礼についての自粛要請
- 4月 7日 **新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（特措法第32条第1項）**
期間：4月7日から5月6日まで
区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県 7都府県
- 4月 8日 第9回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 <内容>
 ・**特措法に基づく「市町村対策本部」に位置付け**
 ・市長のメッセージを全戸配布
 [・緊急事態宣言対象区域との往来についての自粛要請
 ・対象区域以外への往来についての注意喚起
 ・イベント、会合等についての自粛要請
 ・公共施設の臨時休館について
 ・市内小中学校を臨時休業（4/13～4/24）
- 4月10日 第10回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 <内容>
 ・感染者発生時の連絡体制を確認
 ・市内公共施設で感染者が発生した場合における施設内消毒方法の説明
 ・職員の感染予防対策の周知
- 4月15日 第11回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 <内容>
 ・公共施設の臨時休館（4/16～5/6）（計73施設）
 ・職員、家族に感染者又は濃厚接触者となった場合の対応協議

4月16日 緊急事態宣言の区域変更により緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更される。

4月17日 第12回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<内容>

- ・ 公共施設の臨時休館【拡大】パークゴルフ場等(5/6まで)
(計133施設)
- ・ 市内小中学校の臨時休業を延長(5/6まで)
- ・ ケーブルテレビにて市長メッセージを発出
 - ・ 不要不急の外出を控えていただくこと
 - ・ 基本的な感染予防の実施と密集、密接、密着を避けていただくこと
 - ・ 正しく理解し、正しく恐れ冷静な対応をいただくこと
 - ・ 誤解や偏見に基づく差別が行われないこと
- ・ 職員向け感染症予防対策の徹底(各課にチェックシートの配布、休憩時間の分散等)

4月17日 富山県緊急事態措置を実施

期間：4月17日から5月6日まで

区域：富山県全域

4月20日 第13回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<内容>

- ・ 職員の在宅勤務を実施(4/22~5/8)

4月24日 第14回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<内容>

- ・ 特別定額給付金事業について
市民生活部を主管部として、実施本部体制を整備
- ・ 市立幼稚園及び市立認定こども園(1号認定こども)を休園(4/24~5/6)
- ・ 道の駅新湊の物販コーナーは(4/24~5/6)、新湊きつときと市場は(4/2~5/8)休館

4月30日 第15回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<内容>

- ・ 公共施設の臨時休館期間の延長(5/31まで)(計136施設)
- ・ 市主催のイベント等の中止、延期期間の延長(5/31まで)
- ・ 市内小中学校の臨時休業期間の延長(5/31まで)
- ・ 市立幼稚園等の休園期間の延長(5/31まで)
- ・ 市職員の在宅勤務の期間の延長(5/15まで)
- ・ 市職員の感染症対策徹底の期間延長(当面継続)

新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の主な取組について

新型コロナウイルス感染症対策本部 資料1（別紙）
5月臨時会 全員協議会
令和2年 5月 7日

取組種別	取組内容	取組実績
1.市民への要請及び相談に関する事	(1) 保育園、幼稚園、小中学校に関する事	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の臨時休業、小学校の自主学習教室の開催 (3/ 3～3/24) (4/13～5/ 6) (5/ 7～5/31) 	利用者延数2,295人(7.9%) (13日間) 利用者延数2,243人(8.3%) (12日間) 4/28現在
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の臨時休業並びに春季休業に伴い、児童館（公立5、民間2）を臨時休館 (3/3～3/24) (4/2～5/31) 下村児童館については、休業期間は学童対応のため利用児童を限定し開館 	下村児童館利用者延数（3/3～4/27） 277人
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等に通う園児の保護者に、家庭保育が可能な方については、登園を控えていただくよう協力依頼（4/21～5/20） 	登園児数（登園率） 協力依頼初日（4/21）1,273人（41.6%） 直近の状況（4/28）820人（26.8%） 4/1現在の市内公立・民間保育園、幼稚園、認定こども園の園児数3,057人
	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事からの休業要請に基づき、市立幼稚園2園（七美幼稚園、大門わかば幼稚園（1号認定こども））を休園 (4/24～5/6) (5/7～5/31) 	登園児数（登園率） 休園初日（4/24）3人（3.5%） 直近の状況（4/28）0人（0.0%） 4/1現在の園児数66人 （大門わかば幼稚園（1号認定こども）の園児数）
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習を支援する動画コンテンツを各学校のホームページ等を通して発信（4/28～） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・3月2日国の要請に基づく市立小学校の臨時休業期間及び対応について、放課後児童クラブの利用児童保護者と学級に通知するとともに、休業期間中の放課後児童クラブの開級時間を早める（3/3～3/24、4/13～5/6、5/7～5/31） 	1日開級：2学級 午後開級：19学級 利用者延数4,630人（31.0%）18日間 1日開級：1学級 午後開級：21学級 利用者延数1,941人（16.7%）15日間 4/28現在	

取組種別	取組内容	取組実績
1.市民への要請及び相談に関する事	(2) イベント及び施設利用に関する事	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の臨時休館 (3/3~) 	3/3~3/24 11施設 4/2~4/15 9施設 4/16~ 73施設 4/17~ 133施設 5/1~ 136施設
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページにイベント等の休止・延期情報及び公共施設の休館状況の掲載 	2/28から掲載開始
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各コミュニティセンターの会議、サークル活動等の利用自粛要請 (4/2~4/16) ・ 各コミュニティセンターに休館を要請 (4/17~5/31) (ただし、地域振興会の事務所機能及びセンターの事務所機能は除く。)	
	(3) その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の猶予、分割納付等に関する納税相談の対応 	4/27現在、相談対応件数33件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が指定する中小企業の資金繰りについて、セーフティネット等の認定 	4/28現在、SN4号25件、SN5号11件、 危機関連保証12件 計48件 5/4~5/6 認定業務に係る窓口開設 開設時間 10時~16時
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体へ影響度合いの聞き取り調査等 	商工団体、企業への聞き取り 企業団地連絡協議会会員へのアンケート調査 (116件中55件回答)

取組種別	取組内容	取組実績
2.射水市民病院の取組に関する こと	・入院患者の面会禁止(3/31～)	院内感染防止(入院患者への感染防止)
	・正面エントランスホールで来院者に対する検温の実施(4/20～)	検温時発熱のある来院者を別途対応
	・各窓口カウンターにおける飛沫感染対策としてアクリル仕切板の設置(4/21～)	
	・健診、人間ドック等の一時休止(4/20～)	
3.職員及び来庁者の感染予防に関する こと	・市職員の在宅勤務の実施(4/22～5/15)	約750人を対象に2班体制で隔日出勤を実施(会計年度任用職員を含む。)
	・窓口カウンターの飛沫感染防止対策(4/15)	市庁舎及び大島分庁舎等全ての窓口カウンターに飛沫感染対策として透明ビニール幕を設置
	・市庁舎1階執務室内等の密集状況を緩和するため、306、501会議室を開放(4/20～)	【使用実績】 4/20～4/27 306会議室:6.7人/日(10席中)稼働率66.7% 501会議室:3.0人/日(9席中)稼働率33.3%
	・消防職員の勤務体制の変更 2部制 3部制(4/22～)	